

## 令和2年度 学生の定期健康診断

学校保健安全法に基づき、次のとおり定期健康診断を実施します。

みなさんが自分の健康を損なえば、自分自身だけでなく、机を並べる学友や実習先での児童・生徒等にも影響を及ぼすことになりかねませんので、健康の保持・増進のため、必ず受診してください。

受診しなかった場合、介護等体験や就職手続等で必要となる健康診断証明書を大学では交付できません。（一部を受診しなかった場合も証明書は交付できません。自費により医療機関で受診のうえ証明書を取得することとなります。）

特別な事情により下記日程で受診できない場合は、必ず事前に学生課へ申し出てください。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として健診機材の消毒、受診者同士が密集しない等の対応を行います。

みなさんは、学校現場で活動することになりますので、できるだけこの機会に受診してください。

### 1. 実施日時及び対象

○4月2日（木）

9:00～11:30 学部新2回生と新4回生以上、教育学研究科、専攻科の男性

13:00～16:30 同 女性

○4月3日（金）

9:00～11:30 学部新1回生と新3回生、連合教職実践研究科、留学生の男性

13:00～16:30 同 女性

※科目等履修生、特別聴講学生、研究生等は対象ではありません。

### 2. 場 所

共通講義棟（F棟）各講義室

（大講義室2の北側（外側）階段入口が受付）

### 3. 新型コロナウイルス感染症への対策

①健診機材の消毒、受診者同士が密集しない等の対策を行います。

②下記にあてはまる場合は、受診を見合わせてください。

・渡航先に関わらず、海外から帰国してから2週間を経過しない者

・現在、発熱やせきなどの、かぜの症状がある者

受けられなかった健診は、健診業者の診療所（近鉄・地下鉄竹田駅近辺）にて受診できますので、学生課（075-644-8163）に電話で申し出てください。

新型コロナウイルス感染症への不安がある方も、申し出により上記診療所で受診することは可能です。

### 4. 受診に際しての注意事項

・コンタクトレンズや眼鏡を使用している場合は、必ず用意してください。

・脱衣しやすい服装で、また、無地のTシャツ（持参も可）で受診してください。

・筆記用具を持参してください。

・貴重品はポーチ等で持ち歩くなど必ず自己管理してください。

### 5. その他

・健康診断を受診するに際して配慮が必要な方は、事前に学生課2番窓口までご相談ください。

・現職教員等は職場の健康診断等を受診する事で本学の定期健康診断に代える事ができます。希望者は事前に保健管理センターに申し出てください。

・検査結果で再検査や精密検査が必要な場合は、個別に連絡します。

・健康診断証明書の発行は、データ処理作業の関係から5月以降になります。

・受診者は後日配布される個別結果票で健康状態を確認してください。